

交野市 令和7年度

認可保育施設 入所案内

----- もくじ -----

- | | |
|--|--|
| 1. 交野市内の教育・保育施設.....P1 | 10. 入所内定が出ない場合の
育児休業期間延長に係る手続き P7 |
| 2. 教育・保育の認定区分.....P1 | (1)「入所保留通知」の発行申請
(2)マイナス調整点をつけて選考に参加する
場合の手続き |
| (1)対象者
(2)支給認定の区分
(3)支給認定の区分と利用申込先 | |
| 3. 認可保育施設の入所申込P2 | 11. 入所後の手続き P7~8 |
| (1)入所選考の実施時期・申込期限
(2)育児休業明けの特例
(3)入所申込から入所までの流れ
(4)申込方法 | (1)下の子の出産に伴い育児休業を取得する
場合に入所を継続するための手続き
(2)転園申請 |
| 4. 申込書類.....P3 | 12. 入所に関する注意事項 P8 |
| (1)必要書類
(2)「保育の利用を必要とする事由」と
その証明書類 | (1)入所児童が特別な配慮が必要な場合
(障がい等) の申し出
(2)世帯の状況に変更がある場合の連絡
(3)保育の実施解除となる事由 |
| 5. 入所選考の基準・点数.....P4 | 13. 認可保育施設の保育料・副食費 P9~10 |
| (1)調整点を適用するために必要な書類
(2)優先順位を適用するために必要な書類 | (1)認可保育施設の利用者負担の種類
(2)保育料の算定・副食費の免除判定の方法
(3)保育料の算定・副食費の免除判定の時期
(4)税申告等が必要な方
(5)保育料の支払い (対象: 0~2歳児)
(6)保育料の減免 |
| 6. 支給認定(保育認定)の区分P5 | 利用調整(選考)基準表 P11~12
利用者負担額表 P13~15
認可保育施設園マップ P16
認可保育施設一覧 P17~18
認可保育施設各園紹介 P19~30
Q&A P31~35 |
| (1)認定区分
(2)認定区分と施設の利用時間の関係
(3)支給認定の変更等 | |
| 7. 認可保育施設の入所の期日.....P5 | |
| 8. 入所内定・入所承諾P6 | |
| (1)入所内定
(2)入所承諾 | |
| 9. 待機児童の定義P6 | |

★各種様式をホームページに掲載しています

各種様式は市ホームページ「保育所のページ」
に掲載していますので、必要書類をダウンロードしてお使いください。



[保育所のページ](#)

(PC等の方はクリックでリンクできます)

交野市健やか部

こども園課 (ゆうゆうセンター2階)

所在地:〒576-0034

交野市天野が原町5丁目5-1

電話: 072-893-6407 (直通)

FAX: 072-892-0525

市HP: <http://www.city.katano.osaka.jp/>

1. 交野市内の教育・保育施設

認可保育施設については、P16 以降参照

交野市内の教育・保育施設には、下記施設があります。

種類※1		概要	対象児童※2	
幼稚園		就学前教育を行う施設	3~5歳児※2,※3	
認可保育施設	認定こども園	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設	教育利用	3~5歳児※3
	保育所	家庭で保育のできない保護者に代わって就学前児童を保育する施設	保育利用	0~5歳児※4
	小規模保育施設	定員 19 人以下で 0~2 歳児を保育する施設	0~5歳児※4	
認可外保育施設	企業主導型保育施設	企業が従業員の子のために設置する保育施設 地域の児童も受け入れている場合あり(地域枠)	0~5歳児の範囲で施設による(0~2歳児の施設が多い)	
	その他の認可外保育施設	認可保育施設以外の保育施設	0~5歳児の範囲で施設による	

※1 保育施設の種類として「事業所内保育施設」（認可保育施設の一種）もありますが交野市内には所在しません。

※2 「○歳児」の「○」は 4 月 1 日時点の満年齢をさします。【P18 に年齢早見表を掲載しています】

※3 一部施設は、年度途中で満 3 歳に到達した児童を対象とした「満 3 歳児クラス」を設けています。

※4 対象年齢の下限（生後いつから受け入れるか）は施設によって異なります。【P17・18 参照】

2. 教育・保育の認定区分

教育・保育施設を利用するにあたっては、交野市から利用のための認定（支給認定）を受ける必要があります（一部施設を除く）。支給認定の区分は、児童の年齢、家庭の状況によって異なります。

(1)対象者

交野市に住民登録のある（住民登録予定を含む）就学前教育児童で教育・保育施設の利用を希望する方

(2)支給認定の区分

支給認定には、教育のための認定（教育認定）と保育のための認定（保育認定）があります。

認定区分・名称※1		対象児童		
教育認定	1 号認定	満 3 歳以上の就学前教育児童（保育認定の対象児童を除く）		
保育認定	2 号認定	満 3 歳以上の就学前教育児童で、保育の利用の必要性がある※2 児童		
	3 号認定	満 3 歳未満の児童で、保育の利用の必要性がある※2 児童		

※1 「●号」の名称は子ども・子育て支援法 19 条各号に由来

※2 「保育の利用の必要性がある」とは保護者の労働・疾病等の事由により家庭で保育することが困難なことをさします。【P3 参照】

(3)支給認定の区分と利用申込先

下表で必要な支給認定区分と利用申込先を確認してください。

認可保育施設（下表の太枠部分）については交野市が利用調整（以下「入所選考」という）を行っていますので交野市に申し込んでください。その他の施設については各施設に申し込んでください。

種類		支給認定		無償化認定※2	利用申込
認可保育施設	幼稚園	私学助成園 (交野市になし)	-※1	新 1 号 または新 2 号	施設
		施設給付型園	1 号	新 2 号	
認可外保育施設	認定こども園	教育利用	1 号	新 2 号	交野市
		保育利用	2・3 号	-	
	保育所	2・3 号		-	
	小規模保育施設	2・3 号		-	
認可外保育施設	企業主導型保育施設	企業枠	-	-	施設
		地域枠	2・3 号	-	施設
	その他の認可外保育施設	-		新 2・3 号	施設

交野市が
入所選考
を実施

※1 「-」は認定の対象外であることをさします。

※2 無償化認定とは幼稚園等の預かり保育や認可外保育施設の利用料の一部無償化のための認定をさします。詳細は市ホームページ「幼児教育・保育の無償化について」を参照してください。

3. 認可保育施設の入所申込

年度当初4月入所の児童を選考する「年度選考」と、施設に空きがある場合に5月以降の各月入所の児童を選考する「毎月選考」を実施しています。希望する入所月（入所希望月）の選考の申込期限までに、入所申込書類を交野市に提出してください。 入所の期日については、P5をご覧ください。

(1)入所選考の実施時期・申込期限

選考区分	入所月※1	選考時期・結果通知時期	申込期限（締切日）
年度選考	4月	令和8年4月入所選考 1次選考：1月（1月下旬に全申込者に通知） 2次選考：2月（2月下旬に内定者に通知）	令和8年4月入所選考 1次選考：令和7年11月28日（金） 2次選考：令和8年2月10日（火） 令和7年7月25日決定
毎月選考※2	5月～3月	入所月の前月初旬に選考 ⇒ 入所月の前月10日前後に内定者に通知	入所希望月の前々月末※3 (末日が土・日・祝日の場合その直前の平日)

※1 入所日は毎月1日です

※2 施設の空きがなければ実施しません

※3 例えれば、入所希望月が7月の場合「5月末」です

★ 留意事項 ★

- ① 不備がある場合、不備を補正して申込完了となりますので、余裕をもって申し込んでください。
- ② 一旦申し込んだら、入所が決まるまで毎月選考にかかりますので、選考ごとの申込は不要です。

(2)育児休業明けの特例

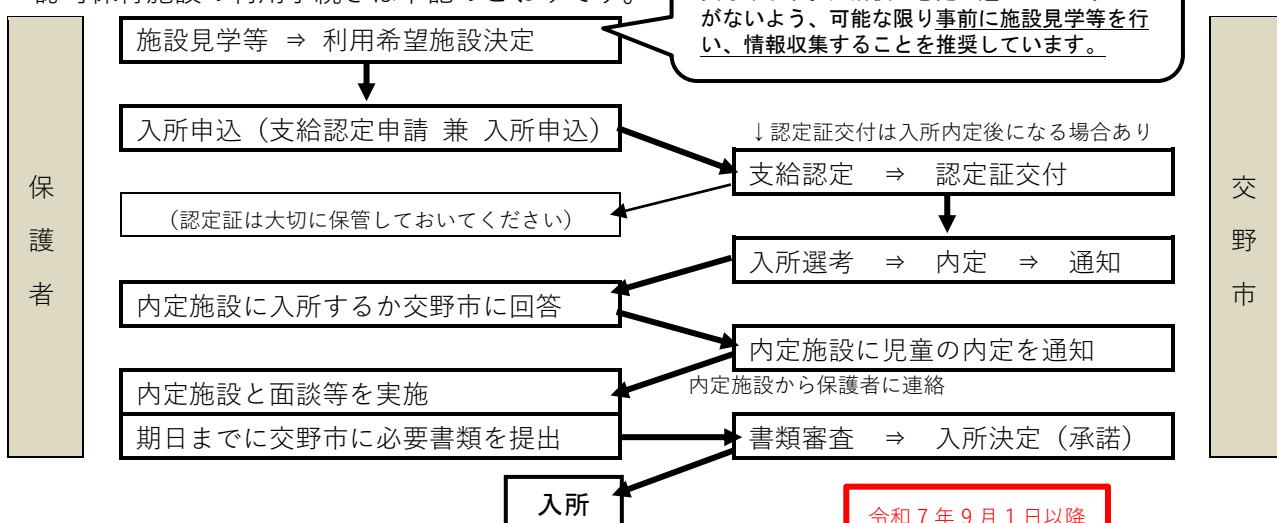
育児休業明けでの入所申込者は、同年度内に限り入所希望月のひと月前の選考から参加できます。

ひと月前選考に参加したい場合は、ひと月前の選考の申込期限までに申し込んでください。

入所希望月	参加できる選考	備考
4月・5月	年度選考	5月～3月入所希望で「育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書」を提出している方は対象外【P7 参照】
6月～翌3月	前月の毎月選考	

(3)入所申込から入所までの流れ

認可保育施設の利用手続きは下記のとおりです。



(4)申込方法

方法	申込先	時間等
窓口	交野市健やか部こども園課(ゆうゆうセンター2階)	平日 9:00～17:30
郵送	〒576-0034 交野市天野が原町5丁目5-1 交野市健やか部こども園課	締切日必着
電子申請	マイナポータル上の下記手続きにアクセス 「認可保育施設への入所申込（兼支給認定申請）2・3号認定専用」 ↑PC等でご覧の方は文字をクリックすると申請画面にリンクします。紙媒体でご覧の方は市ホームページ「保育所のページ」(右QRコード)内にあるリンクから申請画面にアクセスできます。 【マイナンバーカードを利用した電子署名が必要です】 マイナンバーカードと、カードを読み取るための①②いずれかが必要です。 ①ICカードリーダライタ②マイナポータルアプリがインストールされているスマートフォン ※マイナンバーカードに代えてスマホ用署名用電子証明書を設定済のスマートフォンも利用可	24時間申請可 締切日は23:59 送信分までを受付 

4. 申込書類

市ホームページ「保育所のページ」※に様式を掲載しています

※表紙にQRコード掲載

(1)必要書類 【注記】表中「☆」の書類は、きょうだい同時申込の場合は世帯で各1通提出してください。

対象者	必要書類	備考
全員	□入所申込書「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定書 兼 入所申込書」	電子申請の場合は電子フォームで作成する
	□保育の利用を必要とする証明書類〈保護者全員分〉☆	下記(2)参照
	□個人番号（マイナンバー）提供書 ☆	電子申請の場合は本人確認書類の添付不要
ひとり親家庭の方	□ひとり親の証明書〈下の①～③のいずれか1つ〉☆ ①戸籍全部事項証明（戸籍謄本）の写し ②交野市が発行した児童扶養手当証書※の写し ③交野市が発行したひとり親家庭医療証※の写し ※②③は最新年度のものに限ります。 また②③の場合、入所後も含め、毎年度最新の証明書の提出が必要です。	保護者が1人であることを確認するために必要です。なおひとり親であることは選考点数や保育料の算定等にも影響します【P4・P9参照】
希望者	調整点・優先順位を適用するために必要な書類 ☆	P4 参照
その他	申込時点で未転入の方や未申告の方等、交野市が税情報を確認できない方（P10「(4)税申告等が必要な方」に該当する方）は、P10に記載の対応を行ってください。 ※転入したばかりの方、他市区町村課税者で申告したばかりの方は、交野市がすぐに税情報を確認できない場合がありますので、なるべく課税（非課税）証明書をご提出ください。	

(2)「保育の利用を必要とする事由」とその証明書類

保育認定を受けるために必要な事由とその証明書類は下表のとおりです。

- 【注記】①原則として、入所希望日時点の状況に当てはまる書類を提出してください。
 ②証明書類は、交野市への提出時点で発行日より6ヶ月以内のもののみ有効です。
 ③表中「事由証明」は、交野市指定様式「保育の利用を必要とする証明書」をさします。
 ④表中「★」は、交野市指定様式で提出してください。

事由	対象者	証明書類 ※事由ごとに「□」の書類全てが必要
就労	1ヶ月に64時間以上の労働を常態とする方 ・外勤（育児休業中含む）・内職・専従者 ・自営業（個人事業主）・その他（雇用内定者・再雇用） 育児休業中の取扱い パート・アルバイト等で雇用先から育児休業を取得できず一旦退職した方や出産に伴い一旦退職した方で、元の職場に再雇用の予定があり雇用先から再雇用後の証明ができる場合は、育児休業中の扱いとします。	□就労証明書（国統一様式）※就労先が作成 自営業の方は下記書類を添付してください □「開業届(控)」「営業許可証」「確定申告書(控)」のいずれかの写し 育児休業中の方は下記書類を添付してください □育児休業明け入所申込みについての誓約書 ★
出産	出産前後※の方 ※出産予定日の前6週の日が属する月の初日から、出産予定日の後8週の日が属する月の末日までの間で3ヶ月（上の算出期間が4ヶ月にわたる場合はうち3ヶ月）	□事由証明「②出産」★ □母子健康手帳の写し※ ※出産予定日の記載部分・受診後の妊娠中の経過がわかる部分の写し（交野市の手帳の場合P4およびP8・9）
疾病	病気・けがのため保育が困難な方	□事由証明「③疾病証明」★※医療機関が作成
障がい	障がいのため保育が困難な方	□事由証明「④障がい状況証明」★ □障がい手帳の写し（顔写真と等級がわかる部分）
介護・看護	親族の入院のための常時看護が必要な方、 同居の親族の常時介護が必要な方 ※親族でない人や別居の親族の介護・看護は対象外	□事由証明「⑤介護・看護証明」★ ※医療機関（通所施設）記入欄は、当該機関が作成
求職活動	就労に向けて求職活動を行っている方 ※認定期間は認定日から90日目の属する月の月末まで ※勤務先が内定している方や再雇用予定の方は「就労」で申請してください	□事由証明「⑥求職活動状況申告書・誓約書」★ ※申請時は⑥-②、入所後は⑥-①を提出してください
就学	就学※している方、就学が決まった方 ※職業訓練校・各種学校など就労につながる就学を含む	□事由証明「⑦就学等（予定）証明書」★ ※就学（予定）先が作成
療育	児童のきょうだいが療育施設等に親子通園している方	□事由証明「⑧きょうだいが療育施設等に親子通園している申告」★ □療育施設の在園証明書
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害により児童の居宅を失ったまたは破損した場合に、その復旧のため保育が困難な方	□事由証明「⑨災害復旧」★ □罹災証明の写し
特例	上記以外の事由で、家庭での保育が困難であると市長が認める方	□市長が必要と認める書類

5. 入所選考の基準・点数

申請児童ごとに「保育の利用を必要とする事由」に応じて適用する「基準点」と「世帯の状況」に応じて適用する「調整点」を合計した点数を「選考点数」とし、施設ごとに選考点数の高い順から入所を決定（内定）します。

また選考点数が同点の児童が複数いる場合は、所定の優先順位が高い児童から入所を決定します。

⇒ 具体的な基準・点数・優先順位は P11・12 「利用調整基準表」 参照

(1)調整点を適用するために必要な書類【提出は任意】

下表の「世帯の状況」に応じて書類提出があった場合は、調整点を適用します。

- 【注記】①原則として、入所希望日時点の状況に当てはまる書類を提出してください。
 ②証明書類は、交野市への提出時点で発行日より6ヶ月以内のもののみ有効です。
 ③表中「調整点番号」はP12「2. 調整点」の表中の各項目番号をさします。
 ④表中「事由証明」は、交野市指定様式「保育の利用を必要とする証明書」をさします。
 ⑤表中「★」は、交野市指定様式で提出してください。

調整点番号	世帯の状況	提出書類
1	保護者が保育士の資格を有し、交野市内の認定こども園・保育所・小規模保育施設において月64時間以上就労している又は就労することが内定している	<input type="checkbox"/> 保育士加点申込書 ★
5	申請児童が交野市の入所選考において入所保留になった後、認可外保育施設（届出施設に限る）に月極（月64時間以上）で1ヶ月以上通園している	<input type="checkbox"/> 在園証明書 ★（施設に1ヶ月以上月極で通園していることを証明する内容であること）
9	世帯に未就学の障がい児がいる	<input type="checkbox"/> 事由証明「④障がい状況証明」★ <input type="checkbox"/> 障がい手帳の写し または障がいがあることが分かる書類
11	交野市内の認定こども園・保育所・小規模保育施設又は広域入所施設に2・3号認定で入所していない児童が2人以上同時に入所選考にかかる	<input type="checkbox"/> 利用調整に係る多子・多胎世帯に関する申告書 ★
12	交野市内の認定こども園・保育所・小規模保育施設又は広域入所施設に2・3号認定で入所していない多胎児童が2人以上同時に入所選考にかかる	<input type="checkbox"/> 利用調整に係る多子・多胎世帯に関する申告書 ★
13	保育の利用を必要とする事由が「就労」の保護者が疾病または障がいを有している	<input type="checkbox"/> 疾患 <input type="checkbox"/> 事由証明「③疾病証明」★ <input type="checkbox"/> 障がい <input type="checkbox"/> 事由証明「④障がい状況証明」★ <input type="checkbox"/> 障がい手帳の写し
14	保育の利用を必要とする事由が「就労」の保護者が同居親族の介護・看護をしている	<input type="checkbox"/> 事由証明「⑤介護・看護証明」★
15	入所希望日の前月に転入予定で、転入月または転入月の前月まで、転入前の市町村において申請児童が特定教育・保育施設等に2・3号認定で入所しており、かつ入所申込において利用施設を第5希望まで希望している	<input type="checkbox"/> 在園証明書 ★
18	希望する保育施設に入所できない場合、育児休業の延長を許容できる【育児休業延長についてはP7参照】	<input type="checkbox"/> 育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書 ★

(2)優先順位を適用するために必要な書類【提出は任意】

下表の「適用要件」に応じて書類提出があった場合は、優先順位の決定に適用します。

- 【注記】①原則として、入所希望日時点の状況に当てはまる書類を提出してください。
 ②証明書類は、交野市への提出時点で発行日より6ヶ月以内のもののみ有効です。
 ③表中「優先項目番号」はP12「3. 優先順位」の表中の各項目番号をさします。

優先項目番号	適用要件	提出書類等
3	世帯に障がい児（者）がいること	障がいがあることが分かる書類（手帳等）
7	祖父母と同居しているが、祖父母全員に保育の利用を必要とする事由があること	同居祖父母全員の「保育の利用を必要とする証明書」【P3参照】※提出により「別居」扱いとします。
8	保護者の総所得金額等の合計が低いこと	P10「(4)税申告等が必要な方」に該当する方は、P10に記載の対応を行ってください。 ※所得が確認できない場合、所得金額は最高額とします。 ※転入したばかりの方、他市区町村課税者で申告したばかりの方は、交野市がすぐに税情報を確認できない場合がありますので、なるべく課税（非課税）証明書をご提出ください。

6. 支給認定（保育認定）の区分 支給認定については P1 参照

保育の利用を必要とする事由 〈P3〉 によって「標準時間認定」／「短時間認定」を決定します。

（1）認定区分

区分	最大利用時間	保育の利用を必要とする事由
標準時間認定	11 時間	<input type="checkbox"/> 就労で、就労時間が月 120 時間以上（育児休業中の人に除く） <input type="checkbox"/> 就学で、就学時間が月 120 時間以上 <input type="checkbox"/> 出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 療育 <input type="checkbox"/> 災害復旧
短時間認定	8 時間	<input type="checkbox"/> 就労で、就労時間が月 64 時間以上 120 時間未満※ または育児休業中 <input type="checkbox"/> 就学で、就学時間が月 64 時間以上 120 時間未満※ <input type="checkbox"/> 求職活動

※就労・就学の時間が 120 時間未満であっても、勤務開始・終了時間や通勤・通学時間によっては標準時間認定になることもあります

（2）認定区分と施設の利用時間の関係

各認定区分の児童が利用できる時間帯は下のとおり決まります。

- ① 各認定区分の最大利用時間は、交野市が利用できる時間の最大幅を定めたものであり、各認定区分の児童が利用できる時間帯（通常保育時間）は各施設により異なります。【P17・18 参照】
- ② 通常保育時間は、毎月の保育料の範囲内で保育を受けることができる時間帯のことで、標準時間認定児童と短時間認定児童で異なります。
- ③ 通常保育時間を超えて保育を受ける場合、別途「延長保育料」がかかります。【P17・18 参照】
- ④ 各児童が施設を利用できる時間は、実際に保育の利用が必要な時間であり、必要な時間を超えて最大利用時間の保育が受けられるものではありません。

※例えば、保護者の就労時間と通勤時間を超える時間、保護者の勤務日以外の日は保育を受けられることがあります。

【例】

保育短時間認定（最大8時間） 每月の保育料で保育を受けることができる時間					
保育短時間認定	延長保育 早朝保育（有料）		通常保育	延長保育 薄暮保育（有料）	
開所時間	7:00～	7:30～	9:00～17:00	～18:30	～19:00
保育標準時間認定	延長保育 早朝（有料）		通常保育		延長保育 薄暮（有料）

保育標準時間認定（最大11時間） 每月の保育料で保育を受けることができる時間

（3）支給認定の変更等

- ① 就労・就学時間が月 120 時間未満のため短時間認定となった方で通勤・通学時間が長く標準時間認定が必要な人は相談してください。
- ② 保育の利用を必要とする事由に変更があった場合は、速やかに変更後の「保育の利用を必要とする証明書」〈P3〉を提出してください。

※保育認定は月単位で行いますので、変更の連絡は月末の最終開庁日（平日）までに行ってください。翌月 1 日から認定時間を変更します。

※月末までに提出が間に合わない場合は、事前に必ず連絡してください。

※保育の利用を必要とする事由がなくなった場合は、必ず連絡してください。

7. 認可保育施設の入所の期日

- 入所日は月の初日（1 日）です。※初日が休所日の場合、実際に施設の利用を開始できるのは翌開所日です
- 産後休暇・育児休業明け入所の場合、ならし期間として入所月中は産後休暇・育児休業期間とすることができます。復職日が入所月の翌月 1 日まででなければ、当該月での入所希望はできません。
※4 月 1 日入所の場合、復職の期限は 5 月 1 日（復職が 5 月 2 日以降になる場合は 4 月入所不可）
- 採用予定での入所申請の場合、ならし期間を考慮し、採用予定日が 16 日までであれば当月 1 日の入所が可能です。

8. 入所内定・入所承諾

(1) 入所内定

- 選考により、選考点数の高い順に内定者を決定します。
- 施設の空き枠に余裕がないときは、入所内定が出ません。
- 保育の利用を必要とする事由が「求職活動」の場合、内定する保育の実施期間は90日間(3ヶ月間)です。その期間中に就労(月64時間以上を常態とする就労)を開始し就労証明書(P3)を提出すれば、提出日の翌月から「就労」での認定となり、継続して保育の実施を受けられます。
※提出がなかった場合は、基本的には実施期間終了に伴い退園となります。
- 保育の利用を必要とする事由が「出産」の場合、内定する保育の実施期間は90日間(産前産後期間の3ヶ月間)です。期間経過後、入所を継続することはできません。
- 入所内定を辞退した場合、下の取扱いとしますので、入所希望日や希望施設をよく確認の上、内定を辞退することができないように申し込んでください。

◆ 入所内定を辞退した場合の取扱い

- ①年度内は保育を必要としないものとして受け止め、基本的には入所申込 자체を取下げとします。
- ②入所申込を継続したい場合、申し出により申込を継続しますが、辞退した年度内は調整点16番(-5点)が適用されます。【P12参照】
- ③育児休業明け入所の申込者が辞退した場合、辞退以降は入所保留証明書の発行はできません。

(2) 入所承諾

- 入所内定した方については、改めて「保育の利用を必要とする証明書」の提出を求めるなどして審査し、申込時と基準(点数)が変わらない場合は、認定こども園等の入所を承諾します。
なお認定こども園及び小規模保育施設については、入所にあたり別途施設との契約が必要です。
- 入所時と申込時の状況に変更がある場合(選考点数が下がる場合)は、内定を取り消します。
- 内定取消となった場合、年度内の選考時は辞退扱いとなり調整点(-5点)が適用されます。

◆ 内定取消となる例

■ 就労時間が減少した

「月160時間(20点)」で申請(就労証明書を提出)していたが、入所内定後に提出された就労証明書は「月80時間(12点)」であった場合
⇒本来は「12点」で選考すべき内容であったため、申請内容の相違により「内定取消」と「調整点(-5点)の適用」となる。

■ 「育児休業を終了し復職する場合」の調整点を適用していた場合に、元の会社に復職しなかった

申請時に育児休業を取得していた会社へ復職せず、退職し、別の会社に就職した場合
⇒本調整点は、育児休業を取得した会社へスムーズに復職するための調整点であるため、申請内容の相違により「内定取消」と「調整点(-5点)の適用」となる。

★内定取消を防ぐため、申込時から状況変更がある方は、選考の期限までに申込を変更してください。

9. 待機児童の定義

待機児童とは、保育の必要性の認定(2号認定・3号認定)を受け、特定教育・保育施設(認定こども園、保育所)または特定地域型保育事業(小規模保育施設等)の利用の申込みを行っているが、希望する期日に入所できていない児童をいいます。ただし次のいずれかに該当する場合を除きます。

- 1 国庫補助事業及び幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業で保育されている、又は地方公共団体による単独保育施策において保育されている、又は幼稚園の預かり保育または一時預かりを利用している、又は企業主導型保育事業で保育されている場合
- 2 転園(所)希望(現在、他の認定こども園等※に入所中)の場合
- 3 入所可能な認定こども園等※の入所を辞退(キャンセル)した場合
- 4 特定の認定こども園等※のみを希望している場合
- 5 本市に住所を有しない場合
- 6 保護者が求職活動を休止している場合
- 7 保護者が育児休業中の場合
- 8 きょうだいが同時に入所できる場合を希望している場合

※認定こども園等(認定こども園、保育所、小規模保育施設など)

10. 入所内定が出ない場合の育児休業期間延長に係る手続き

(1) 「入所保留証明書」の発行申請

育児休業給付金の支給延長手続き等のために入所内定が出なかった証明を必要とする方には、申請により「入所保留証明書」を交付します。希望する方は、選考終了後に「各種証明等交付申請書」を提出してください。郵送または手渡しで交付します。

◆入所保留証明書の交付申請方法

申請書類：「各種証明等交付申請書」※様式は市ホームページ「保育所のページ」内にあります。

申請時期：各月の選考終了後に発行できます。

選考月（入所希望月）の前月15日前後に申請してください。

年度選考(1次)においては保留者全員に保留通知を発行するため、入所保留証明書の発行は行いません。

【入所保留証明書に関する注意】

令和7年度から、育児休業給付金の支給延長手続きにおいて、入所保留証明書に加えて「入所申込書の写し」が必要になります。育児休業給付金の支給延長を行う可能性のある方は、入所申込の際に、あらかじめ写しをとり保管しておくようお願いします。

なお、育児休業給付金の制度や支給延長手続きの詳細は、交野市では把握しておりません。お問い合わせは、勤め先またはハローワークにお願いします。

(2)マイナス調整点をつけて選考に参加する場合の手続き

育児休業明け入所を希望する方で、入所選考の結果保育施設に入所できない場合に育児休業期間を延長できる方は、マイナス調整点（P12 調整点 18番）を適用して入所選考に参加することができます。

◆マイナス調整点の適用手続き

提出書類：「育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用に関する同意書」

※様式は市ホームページ「保育所のページ」内にあります。

提出期限：各選考の申込期限【P2 参照】

提出方法：こども園課の窓口に持参

【注意】①マイナス調整点を適用している間は入所希望日のひと月前の選考には参加できません。

（マイナス調整点を適用しない限り入所希望月のひと月前の選考に参加することになります【P2 参照】）

②同意書は保護者全員の署名が必要です。

◆マイナス調整点を適用していても「入所保留証明書」は発行できます。

◆マイナス調整点の取下げについて

「育児休業中の利用調整に係るマイナス調整点適用終了・取下げに関する同意書」を受付期間内※に提出してください。

※受付期間は同意書の別紙「マイナス調整点の適用を終了・取下げし、通常選考を希望する方へのご案内」で確認してください。

11. 入所後の手続き

(1)下の子の出産に伴い育児休業を取得する場合に入所を継続するための手続き

育児休業中は家庭保育が可能となり保育の利用を必要とする事由がなくなるため、原則としては退園となります。児童福祉の観点から、入所児童の発達上、環境の変化が好ましくないと認められる場合に限り、継続利用を認めます。

◆継続利用するための手続き

提出書類：「保育継続申立書」※様式は市ホームページ「保育所のページ」内にあります。

提出期限：出産後8週間以内 ※出産に伴い一旦退職し再雇用される方も同様です。

（父が育児休業を取得する場合は育児休業取得前に提出してください）

提出方法：こども園課の窓口に持参または郵送

◆保育必要量について

育児休業期間中は「保育短時間認定」に変わります【P5 参照】

(2)転園申請

内定後の転園申請については、以下のとおり取り扱います。

	転園希望が可能な月	申請時期
①きょうだいと別施設に内定した場合	きょうだい在園・内定施設に限り 入所月の翌月	認定こども園・保育所の内定者： <u>内定後</u> 随時 小規模保育施設の内定者：内定時※ ※内定時に転園希望・卒園後の進路等を全員申告します
②市内施設に内定した場合 (①を除く)	入所年度の翌年度	認定こども園・保育所の内定者： <u>入所後</u> 随時 小規模保育施設の内定者：内定時※ ※内定時に転園希望・卒園後の進路等を全員申告します
③他市施設に内定した場合 (広域入所の場合)	入所月の翌月	<u>内定後</u> 随時

◆転園申請の手続き

提出書類：「保育施設変更申請書（転園申請書）」

※様式は市ホームページ「保育所のページ」内にあります。

※小規模保育施設の内定者は、内定時にこちらからご案内します。様式も別です。詳細はお問合せください。

提出期限：各選考の申込期限【P2 参照】

（小規模保育施設内定者は内定時に提出を求める。）

提出方法：こども園課の窓口に持参または郵送

12. 入所に関する注意事項

(1)入所児童が特別な配慮が必要な場合（障がい等）の申し出

入所申込の際に、入所申込書の「5. 申請児童の情報」欄に状況を記入してください。

(2)世帯の状況に変更がある場合の連絡

入所申込み後または入所後、下記のように世帯の状況が変わるとときは、こども園課に連絡して下さい。連絡がない場合、選考点数が正しく適用されなかったり内定取消となる等の不利益が生じます。また入所後も保育認定や保育料算定等が正しく行えない場合があります。必ず連絡してください。

① 「入所申込書」や「保育の利用を必要とする証明書」の記載内容に変更が生じるとき

【例】住所が変わる 家族状況が変わる
保護者が転職・退職・就職する 保護者の勤務時間や勤務地、通勤時間が変わる
（疾病などの）診断書の期限が切れる 障がい者手帳などの更新や廃止が生じる

② 入所申込みを取り下げるとき

③ 入所児童が病気などで長期欠席するとき

④ 修正申告・結婚・離婚等で市民税所得割額に変更が生じたとき

※ 保育料の遡及変更は当年度内のみ可能です。

※ 交野市の調査により税額変更等を確認した場合、当年度の保険料を遡及変更します。

(3)保育の実施解除となる事由

保育施設への入所承諾後または入所中に、次のいずれかが判明した場合、保育の実施を解除することができます。

① 入所申込み時に、虚偽の記入または申告があった場合

② 転出等で交野市に居住しなくなった場合

③ 就労の方が退職等で保育の利用を必要とする事由がなくなり、また今後就労等の意思もない場合

④ 求職中で入所した方が、入所後 90 日以内に保育の基準を満たす形で就労を開始し、就労証明書を提出しなかった場合

⑤ 現況届の提出がなかった場合

※在園中の方について、世帯の状況や保育の利用を必要とする要件を確認するため、毎年2月頃に「現況届」と「保育の利用を必要とする証明書」を提出していただきます。

提出がない場合は保育の実施を解除します。

13. 認可保育施設の保育料・副食費

(1)認可保育施設の利用者負担の種類

種類	内容	金額	
		0~2歳児	3~5歳児
保育料	保育の提供に係る標準的な費用	交野市が定める額※1 【P13~15 参照】 (保育料に含まれる)	全員無料※1
給食費	おかず・おやつ等にかかる実費		施設が定める額 (免除判定は交野市が行う)
	ごはん・パンなど主食にかかる実費		施設が定める額 (主食持参の施設除く)
その他費用	日用品・絵本等の代金・遠足代等の実費、その他保育の質の向上のために必要な費用等	施設が定める額	

※1 市民税非課税世帯の 0~2歳児および全ての 3~5歳児の保育料は無料です（幼児教育・保育の無償化による）。

※2 主食は、主食費を徴収して主食を提供する施設と、主食を持参させる施設があります。

※3 延長保育を利用した場合は、別途費用がかかります【P17・18 参照】

(2)保育料の算定・副食費の免除判定の方法

具体的な額等は利用者負担額表（P13~15）参照

①世帯の市民税の額により算定・判定します。

- 基本的に保護者（父・母）の税額の合計額を使用します。
- 保護者のうち収入が年間 103 万円を上回る人が 1 人もいない場合、保護者以外の家計の主宰者（主に生計を維持する同居人（祖父母等））がいる場合は、その方の市民税額を使用します。
- 市民税所得割額は、税額控除前の額（配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付控除等を引く前の額）を使用します。
- 市民税額が不明の場合、保育料は最大額、副食費は「徴収」になります。

②ひとり親世帯または在宅障がい児（者）のいる世帯には軽減措置があります。

- ひとり親世帯または在宅障がい児（者）のいる世帯のうち市民税所得割額が 77,101 円未満（年収 360 万円未満相当）の世帯は、保育料を軽減するとともに、副食費を免除します。
- 入所申込時に対象世帯である証明書類【P3 参照】を提出してください。
- 新たに対象世帯になった場合は、なった時点で証明書類を提出してください。対象世帯となった日（証明書の発行日等で確認します）の翌月から適用します（ただし遡及適用は年度内に限る）。

③保育料の額は、施設の種類や認定区分（標準時間認定／短時間認定）によって異なります。

④以下の児童の副食費は免除します。

- 年収 360 万円未満相当の世帯（市民税所得割額 57,700 円未満（ひとり親等（上記②）は 77,101 円未満））
- 第 3 子以降（下記⑤参照）

⑤多子世帯の負担軽減があります（下表のとおり）。

費用	第 1 子(下記参照)	第 2 子(下記参照)	第 3 子(下記参照)以降
保育料（0~2歳児）	算定額の全額	算定額の半額	無料
副食費（3~5歳児）	徴収（免除者を除く）	徴収（免除者を除く）	免除

★交野市独自で軽減対象者を拡大しています★

交野市では、多子世帯の負担軽減のため、第何子に当たるかのカウントについて独自のカウント方法を導入し、国が定めるカウント方法よりも対象児童の範囲を拡大しています。

◆国が定めるカウント方法

世帯区分	カウントする子
年収 360 万円未満相当	年齢に関わらず世帯の子※
年収 360 万円以上相当	小学校就学前の子のみ

※世帯の子：保護者と生計が同じである子をさします。独立した子はカウント対象に含みません。

★交野市独自のカウント方法（令和元年 10 月～）

世帯区分	カウントする子
年収による区分を撤廃	年齢に関わらず世帯の子※

【例】年収 360 万円以上の世帯・子が 4 人（小学 4 年、小学 1 年、4 歳児、2 歳児）の場合

	小学 4 年	小学 1 年	4 歳児	2 歳児
国のカウント	対象外	対象外	第 1 子 ⇒ 副食費徴収	第 2 子 ⇒ 保育料半額
交野市のカウント	第 1 子	第 2 子	第 3 子 ⇒ 副食費免除	第 4 子 ⇒ 保育料無料

(3)保育料の算定・副食費の免除判定の時期

保育料の算定・副食費の免除判定は、毎年4月と9月に行います。

4~8月の保育料は前年度の市民税額、9~3月の保育料は当年度の市民税額により算定します。

副食費の免除判定も保育料と同様に行います。

保育料・副食費の切り替え時期は毎年4月・9月です

4月(学年があがるため変更の場合あり)

9月(税額が変わるため変更)

5月 6月 7月 8月

10月 11月 12月 1月 2月 3月

前年度の市町村民税に基づく保育料

当年度の市町村民税に基づく保育料

◆課税年度と対象となる所得・課税市区町村の関係(令和6年度の場合)

課税年度	対象となる所得	課税市区町村
令和6年度	前年(令和5年)の1月1日から12月31日までの収入から必要経費を差し引いた金額	令和6年1月1日時点で住民登録している市区町村

◆税額修正等があった場合は当年度内に限り遡って算定しなおします。

(4)税申告等が必要な方

未申告の方等は、交野市が市民税額を確認できないため、下記の対応をお願いします。

なお、保護者の市民税額が不明の場合、保育料は最大額、副食費は「徴収」になります。

◆税申告等が必要な方とその対応方法

①未申告の方

- ⇒ 対象年度の税申告を行ってください(配偶者の税申告で「控除対象配偶者」となっている方は不要)
※収入がない等で申告義務がない方も申告が必要です。
※対象年度の1月1日時点で他市区町村に在住の方は、当該市区町村で税申告してください。
【交野市の税申告先】交野市税務室市民税係(交野市役所本庁1階:電話072-892-0121(代表))

②交野市外に在住している方

- ⇒ 課税市区町村の「住民税課税(非課税)証明書」(写しでも可)を提出してください。

③海外赴任等で、対象年度に日本国内で課税されていない方

- ⇒ 対象年度の前年の日本国外での総収入・日本国内の所得がわかる書類の写しを提出してください。

④交野市在住だが他市区町村で課税されている方で、個人情報(マイナンバー)提供書を未提出の方

- ⇒ 個人情報(マイナンバー)提供書を提出するか、課税市区町村の「住民税課税(非課税)証明書」(写しでも可)を提出してください。

(5)保育料の支払い(対象:0~2歳児)

施設の種類によって支払い方法が異なります。

施設の種類	納付先	納付方法・期日
保育所	交野市	【口座振替】毎月27日(休業日の場合は翌営業日)引き落とし ※基本的に口座振替での納付をお願いしています(口座振替できない人は納付書払いも可)
認定こども園		
私立	各施設	各施設が定める方法・期日
小規模保育施設		

(6)保育料の減免

次の場合、保護者からの申請に基づき保育料を減免します。

- ① 疾病などにより医師の診断(診断書が必要)に基づき同一月内で連続して15日以上保育を受けなかった。
② 施設の休園または保育停止により、同一月内で連続して15日以上保育を受けられなかった。
③ 世帯の生計を主として維持する方が、死亡・失業等した、または不慮の災害等により住宅・財産等に著しい損害を受けた、または気候不良による農作物の不作・不漁等で収入が著しく減少した。

◆減免額 ①②の場合、当月中1日も保育を受けなければ「全額」、それ以外は「半額」。

③の場合、世帯の収入・所得等に基づき減免額を算定します。